

決議第 5 号

閉会中の議員派遣について

本議会は、地方自治法第100条第13項及び南風原町会議規則第129条の規定により、次のとおり議員を派遣するものとする。

平成27年9月30日

南風原町議会議長 宮城 清政

記

次のとおり議員を派遣する。

1. 経済教育常任委員会所管事務調査（県外行政視察研修）

（1）日 時：10月13日（火）～10月16日（金）

（2）場 所：徳島県

（3）派遣議員：経済教育常任委員会、議長

2. 総務民生常任委員会所管事務調査（県外行政視察研修）

（1）日 時：10月20日（火）～10月23日（金）

（2）場 所：福岡県、熊本県

（3）派遣議員：総務民生常任委員会

3. 愛知県北名古屋市議会 建設常任委員会 行政視察受入

（1）日 時：10月21日（水）

（2）場 所：南風原町役場

（3）派遣議員：経済教育常任委員会

4. 町村議会議員・事務局職員研修会並びに交流会

- (1) 日 時：10月28日（水）午後2時～
- (2) 場 所：サムシングフォー西崎（糸満市）
- (3) 派遣議員：全議員
- (4) 主 催：沖縄県町村議会議長会

5. 三重県川越町議会 行政視察受入

- (1) 日 時：10月29日（木）
- (2) 場 所：南風原町役場
- (3) 派遣議員：議会運営委員会

その他事情により変更が生じる場合には、議長に一任する。